

令和 3 年度

一般廃棄物処理計画（実施計画）

大崎地域広域行政事務組合

令和3年度 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和3年4月1日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 大崎市長 伊藤康志

1 一般廃棄物処理基本方針

- (1) 計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、大崎地域1市4町の全域とする。
- (3) 計画区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保する。

2 計画区域

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備考
大崎市	796.81	128,297	52,161	
色麻町	109.28	6,648	2,079	
加美町	460.67	22,568	8,191	
涌谷町	82.16	15,548	6,005	
美里町	74.99	24,213	9,238	
合 計	1,523.91	197,274	77,674	

※面積は令和2年10月1日現在国土地理院調査、人口・世帯数は令和2年12月末現在、宮城県統計課調査・住民基本台帳人口及び世帯数（日本人及び外国人）の数字を用いている。

3 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	公称能力
(ごみ焼却処理施設) 大崎広域西部玉造クリーンセンター	大崎市岩出山池月字小黒崎前 70	40 t / 8 h
大崎広域中央クリーンセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347	120 t / 24 h
大崎広域東部クリーンセンター	遠田郡涌谷町字関谷沖名 291-1	96 t / 16 h
(粗大ごみ処理施設) 大崎広域リサイクルセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 388-1	31.3 t / 5 h
(埋立処分施設) 大崎広域大日向クリーンパーク 大崎広域一般廃棄物最終処分場 大崎広域西部環境美化センター 大崎広域中央最終処理センター 大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク	大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向 26-1 大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢 4-38 大崎市岩出山池月字鷺目館山 55 大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向 27-4 大崎市松山次橋字一ノ谷 39-1	(残余容量) 89, 150 m ³ (令和2年10月現在) 45, 644 m ³ (令和2年9月現在) 0 m ³ (埋立完了) (平成26年12月) 0 m ³ (埋立完了) (平成26年9月) 0 m ³ (埋立完了) (平成26年4月)
(し尿処理施設) 大崎広域六の国汚泥再生処理センター 大崎広域中央桜ノ目衛生センター 大崎広域中央師山衛生センター 大崎広域東部汚泥再生処理センター	加美郡加美町字新川原 92 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347 大崎市古川師山字庚申 55-1 遠田郡涌谷町字関谷沖名 193-1	105 kℓ / 日 生ごみ 1 t / 日 150 kℓ / 日 50 kℓ / 日 139 kℓ / 日
(小動物焼却処理施設) 大崎広域加美斎場 大崎広域中央小動物焼却施設	加美郡加美町下多田川字熊野 3 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347	ペット炉 1 基 4.5 kg / 2 h

4 一般廃棄物（ごみ）の排出（処理計画）量

令和3年4月1日～令和4年3月31日 (単位: t)

区分		大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	大崎地域計
可燃ごみ	家庭系ごみ	29,060	1,550	5,740	3,650	6,120	46,120
	事業系ごみ	10,780	250	1,140	1,090	1,930	15,190
	計	39,840	1,800	6,880	4,740	8,050	61,310
不燃・粗大	家庭系ごみ	2,710	170	310	320	510	4,020
	事業系ごみ	370	5	30	30	30	465
	計	3,080	175	340	350	540	4,485
小計	家庭家ごみ	31,770	1,720	6,050	3,970	6,630	50,140
	事業系ごみ	11,150	255	1,170	1,120	1,960	15,655
	計	42,920	1,975	7,220	5,090	8,590	65,795
資源物 ※1		3,295	178	701	325	608	5,107
農林業系汚染廃棄物 ※2		408	0	0	24	70	502
合 計		46,623	2,153	7,921	5,439	9,268	71,404

※1 資源物には、拠点搬入他・集団回収が含まれる。

※2 農林業系汚染廃棄物は、加速化事業申請の予定量を端数処理した数値。

5 一般廃棄物（し尿）の排出（処理計画）量

令和3年4月1日～令和4年3月31日 (単位: kℓ)

区分		大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	大崎地域計
し尿	57,020	2,100	6,570	5,970	6,520	78,180	
淨化槽	29,260	1,310	3,310	2,720	3,460	40,060	
農集汚泥※3	3,890	350	0	560	3,790	8,590	
合 計	90,170	3,760	9,880	9,250	13,770	126,830	

※3 農集汚泥(農業集落排水処理汚泥)にはコミュニティプラント汚泥等が含まれる。

6 収集の方法

- (1) 一般家庭のごみについては、市町で設置するごみ集積所への収集・回収方式で対処し、それぞれ指定された日に排出し、委託業者が回収して、指定された処理施設で適正な処理を行う。
- (2) 家庭系一般廃棄物の臨時ごみ及び事業系一般廃棄物については、自らの責任で処理を行うことを明確にする意味において、自己搬入又は一般廃棄物処理業の許可業者へ委託し処理を行うことを原則とする。

7 処理の方法

- (1) ごみは、家庭・事業者ともにその発生抑制に努め、排出段階で「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「粗大ごみ」・「資源物」に分別し、それに適した方法で処理を行う。
- (2) 組合施設で適正処理の遂行が困難な、一般廃棄物については、適正な処理施設等において処理しなければならない。
- (3) し尿収集は、許可収集とし、基本的に事前申込みか計画収集により行う。農業集落排水処理汚泥については、市町の排出状況と各施設の処理状況の整合性をとりながら処理する。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水処理汚泥は全量、し尿処理施設で処理を行う。
- (5) 農林業系汚染廃棄物については、400Bq/kg 超～8,000Bq/kg 以下の稲わら・牧草・堆肥をごみ焼却処理施設で焼却処理を行う。

8 許可の方針

一般廃棄物処理業（収集運搬業）ごみの許可については、現行の56業者で適正に処理できる環境が整ったといえます。今後、許可業者が増加した場合、過当競争による業者の健全な事業活動への影響や、処理経費削減を目的とした不法な処理につながることが懸念され、適正に一般廃棄物の収集、運搬が継続的かつ安定的に行われない事が考えられる。よって新規許可については、広域処理を行うことが法律で定められた資源化を行う場合とリサイクルを推進するための資源化を行う場合以外認めない。

9 ごみ収集運搬委託業者数

(令和3年4月1日現在)

大崎市			色麻町	加美町	涌谷町	美里町
古川 三本木	岩出山 鳴子温泉	松山 鹿島台 田尻				
2業者	2業者	3業者	2業者	7業者	2業者	2業者

10 一般廃棄物処理許可業者数

(令和3年4月1日現在)

区分	総業者数	大崎市			色麻町	加美町	涌谷町	美里町
		古川 三本木	岩出山 鳴子温泉	松山 鹿島台 田尻				
一般廃棄物処理業(収集運搬業) ごみ	56業者	53業者	36業者	42業者	36業者	38業者		
一般廃棄物処理業(収集運搬業) [廃プラスチック類(廃タイヤ)限定]	1業者	1業者	1業者	1業者	1業者	1業者	1業者	
一般廃棄物処理業(収集運搬業) [家電法対象品目限定]※4	1業者	1業者	0業者	0業者	0業者	0業者	1業者	
一般廃棄物処理業(収集運搬業) [伐採により生じる木くず限定]	1業者	1業者	0業者	0業者	0業者	0業者	0業者	
一般廃棄物処理業(処分業)	3業者	3業者	3業者	3業者	3業者	2業者	2業者	
一般廃棄物処理業(収集運搬業) し尿・浄化槽汚泥(限定含む)	18業者	4業者	3業者	5業者	1業者	1業者	2業者	3業者
浄化槽清掃業	21業者	5業者	5業者	5業者	3業者	3業者	3業者	4業者

※4 [家電法対象品目限定]については、大和町・大郷町から管内の指定引取業者に搬入する許可である。

11 分別して収集する一般廃棄物

区分	種類	具体例	出し方
可燃ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、木くず、紙おむつなど	組合指定袋を使用する
不燃ごみ	燃やせないごみ	陶器類、ガラスくず、なべなど	コンテナ箱に入る大きさのもの
資源物	(1) プラスチック製容器包装	マーク  の表示があるもの、食品トレイ	組合指定袋を使用する 水洗いして乾かしてから出す
(2) 缶 類	アルミ缶	ビール缶、ジュース缶などアルミマーク  の表示があるもの	水洗いしてから出す
	スチール缶	ジュース缶、缶詰缶などのスチールマーク  の表示があるもの	水洗いしてから出す
(3) び ん 類	生きびん	1. 80びん、ビールびんなど	水洗いしてから出す
	空きびん(無色)	調味料びんなど	水洗いしてから出す
	空きびん(茶色)	ドリンクびんなど	水洗いしてから出す

	空きびん(その他の色)	ウイスキーびんなど	水洗いしてから出す
	(4) ペットボトル	P E T  マークの表示があるもの	水洗い後、潰して出す (ラベル、キャップは取り除きプラ製容器へ)
(5) 古 紙 類	段ボール		ひもで十字に結ぶ
	新聞紙		ひもで十字に結ぶ
	雑誌		ひもで十字に結ぶ
	その他紙	紙製容器包装及び雑がみ	紙袋に入れひもで結ぶ
	(6) 紙パック	牛乳パックなど	水洗い後、切り開き乾かしひもで結ぶ (プラスチック部分は取り除く)
	(7) 古布 (古纖維類)	綿素材のもの	ひもで十字に結ぶ
	(8) 小型家電, 乾電池	携帯電話及びパソコンなど	ボタン電池は袋に入れてから出す
粗大ごみ	(9) 可燃性粗大ごみ (指定袋に入らないもの)	布団, 毛布, 絨毯, タンスなど	各地域の収集体系に従って下さい
	(10) 不燃性粗大ごみ	自転車, チャイルドシートなど	各地域の収集体系に従って下さい

12 処理しない一般廃棄物

区分	具体例	引取先
危険物	塗料, 農薬, 薬品, 油類など	購入した販売店
感染性一般廃棄物	医療行為等に伴って発生したものの	医療機関回収 (医師の指示) に従う※5
家電リサイクル対象品	テレビ, 洗濯機, 冷蔵庫, 冷凍庫, エアコン, 衣類乾燥機	購入した販売店又は, リサイクル料を支払い指定場所へ運搬する
フロン類を冷媒としている機械類	除湿機	県のフロン回収業者に登録している組合協力店へ直接搬入する
処理困難物	タイヤ, バッテリー, 消火器など	販売店に依頼する
その他	その他, 組合が行う処理に支障を及ぼすと認められるもの	販売店に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼する

※5 感染性一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
(平成16年3月16日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)による。

1.3 一般廃棄物の処理の数値および分別目標

ごみの発生抑制、資源化処理の拡充そして埋立処分量の減量化を行うため、達成すべき数値および分別目標を下記のとおり定め、住民・事業者に協力を促す。

(目標)

平成24年度までにごみの減量化・資源化を推進し、平成17年度を基準に排出量の5%削減を目標としていた。平成22年度に目標は達成したものの平成23年度においては震災による災害廃棄物が家庭ごみとして排出された事、また分別の意識低下など年々ごみの排出量は増加傾向にあり未だ目標達成には至っていない。

のことからごみ減量を更に強化するため、平成28年度より次に掲げる3つの施策を圏域全体で取り組んでいます。

①家庭系生ごみの3切り。

②その他紙の資源化。これらについては構成市町が主体となり行う。

③小型家電リサイクル回収事業については組合が主体となり行う。

また、平成31年4月から圏域全体で「紙製容器包装」と「雑がみ」の2品目を統一して「その他紙」、「プラスチック製容器包装」と「白色トレイ」を統一して「プラスチック製容器包装」として減量化、リサイクルの推進を図る。不燃ごみの減量化及びリサイクルの推進については、小型家電回収拠点が現在40箇所にまで拡大することができました。更に、小型家電と乾電池のステーション回収が始まりましたのでより一層の資源化率向上が見込まれるところであります。

目標値は以下のとおりとする。

(1) 家庭系生ごみの3切り

圏域全体 506t

(2) その他紙回収

圏域全体 60t

(3) 小型家電回収

圏域全体 40t

(4) 乾電池回収

圏域全体 38t

令和3年度処理計画量は、上記の目標値を含め広報媒体など活用し、可燃・不燃・粗大のごみ総量65,795t（組合処理施設処理量）に目標を定め令和2年度見込量68,205tに対し3.5%減、2,410tを削減する。また、農林業系汚染廃棄物については502t資源物回収量については5,107tの見込量とする。

また、その他紙、小型家電及び乾電池回収については周知啓蒙活動を強化し、再資源化の促進、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

1.4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

一般廃棄物の排出を抑制するためには、構成市町の施策と整合性を図りながら、循環型社会形成推進基本法で規定される循環型社会の形成に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、3R化の促進及び排出者責任の強化といった実効のある取り組みを実施することにより、環境保全に努めるものとする。

(1) ごみの排出抑制やリサイクルへの取り組みとして3Rを推進し、①発生抑制（リ

- デュース), ②再使用 (リユース), ③再生利用 (リサイクル) を住民及び事業者に
対し構成市町の施策に協力し, 周知・啓発を行う。
- (2) ごみ減量化に向け, 市町の施策に協力しながら推進する。
 - (3) 排出者責任を強化し, 特に事業者から出る事業系ごみについては, 多量排出者へ減
量及び適正処理に関する計画書の提出を要請する。また家庭ごみについては, 住民に
対し構成する市町と協力してごみの排出抑制・再生利用による意識の向上を図る。
 - (4) 事業系ごみの展開検査を定期的に行い, 資源物の適正処理を指導し排出抑制をする。
 - (5) ダンボールコンポストによる生ごみの減量化を小学生対象に周知・啓発を行う。

1.5 普及啓発計画

- (1) 住民に対して, 排出の抑制やごみ減量の意識向上, 有価物の回収・再生利用を推進
するため, 市町の広報や組合広報への記事掲載, チラシ・パンフの配布等により普及
啓発に努める。
- (2) ごみ集積所等の環境保全と美化を推進するため, ごみの出し方・資源物の出し方等
を記載した年間カレンダーを, 市町で作成し各戸に配布して普及啓発を図る。
- (3) 事業所及び事業者に対しては, 市町で減量と分別の徹底を指導するとともに, 資源
化や再生ルート等を紹介しながら, 事業系ごみの適正処理に努めていく。
- (4) 不法投棄対策や集積所に出された資源物の持ち去りなどの違法行為対策等は市町に
協力する。
- (5) 容器包装リサイクル法に基づく分別計画による分別は全て実施済みであるが, 更な
る分別の向上を図るため市町と協力しながら普及啓発を行う。

1.6 その他

- (1) 過剰包装の抑制・買い物袋持参運動の徹底
スーパー・マーケット, 小売店, コンビニ等での包装簡素化の推進と買い物袋持参運
動を引き続き呼び掛けっていく。
- (2) リターナブル容器の利用促進
住民に対して, 再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進に努め
ていく。
- (3) 容器包装リサイクル法
容器包装リサイクル法は資源の有効活用を図る事を目的に制定された法律であるが
アルミ缶・スチール缶・無色のガラスびん・茶色のガラスびん・その他の色のガラス
びん・飲料用紙パック・ペットボトル・段ボール・プラスチック製容器包装・その他の
紙は, かなりの割合を占めて一般家庭から排出されているため, 市町で分別回収に
よる循環型社会構築に向け, 周知徹底してリサイクル(資源化)を推進していく。又,
資源化量は, 「分別収集計画」に掲載し国・県へ報告する。
- (4) 大崎広域再生工房
資源の有効活用とごみ減量化のため, 組合のごみ処理施設に搬入された家具などの
中から, 再生可能なものを選別し, 簡単な再生作業を行い無償で提供する事業。